

やまぐちし 山口市『クロームブックの持ち帰り活用ルール』

～ お家の人と一緒に読みましょう！～

令和4年 月 日

クロームブックは、みなさんの学習に役立つ道具です。学校で使うだけでなく、家庭学習をする時も学校と同じように使うことができます。もし、休校になった時でも、家庭での学習に使うことができます。

クロームブックは大変便利な道具ですが、使い方によってはこわれたり、トラブルにあったりすることもあります。そのため、『クロームブックの持ち帰り活用ルール』を決めました。みなさんでこのルールを守り、クロームブックを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- 学校で貸し出すクロームブックは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使うことはできません。

2 使用する場面

- 家庭以外では使いません。
- 登下校中は、クロームブックをカバンから出しません。
- クロームブックを使う前と使った後は、せっけんで手のひらや指をしっかりと洗います。
- なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- 持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- 湿気の多いところや日光の下、ストーブの近くなどには置きません。
- 画面にふれる時は、指または専用ペンを使います。えんぴつやペンでふれたり、じしゃくを近づけたりすることは絶対にしません。
- 画面をとじるときには、えんぴつなどがはさまっていないか確かめます。

3 保管

- 家庭では、家の人目の届くところに置いておきます。

4 健康のために

- クロームブックを使うときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

- ・使う時間は家の人と決めて、長い時間使うことなく時々休けいをしながら使います。
- ・寝る30分前は使いません。

5 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じて、家の人に知らせます。
- ・クロームブックを使う時には、操作ログ（どのように使ったか）などが記録されます。トラブルが起きた時に市教育委員会や学校が、クロームブックの使用状況を確認し、操作ログなどを確かめることがあります。学習活動以外で使わないようにしましょう。

6 個人情報など

- ・クロームブックを他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対にあげません。
- ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ・各機能・サービスを利用するためのアカウントは、一人一人に配られています。アカウントやパスワードなどは、他の人に分からないように各家庭で大切に保管してください。

7 カメラでの撮影

- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず相手の許可をもらいます。

8 データの保存

- ・クロームブックで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ、カメラで撮影した写真や動画などは、学習活動で必要なものだけ保存します。

9 設定の変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像や色などのクロームブックの設定は、勝手に変えません。

10 不具合や故障

- ・家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に連絡します。（土日・祝日除く）
- ・故障・破損における理由によっては、修理代を負担してもらう場合があります。

11 使用の制限

- ・山口市『クロームブックの持ち帰り活用ルール』が守れないときは、クロームブックを使うことができなくなります。

令和4年5月10日

学習用パソコン破損時の対応について

山口市教育委員会

学習用パソコンの活用において、故障・破損・紛失・盗難等が発生した場合の対応については、令和3年2月2日付け山口県教育情報化推進室長通知「学習者用端末の破損時の対応について」に準じ、下記のとおり対応することとする。

記

原因	具体例	利用者負担
自然故障	初期不良、経年劣化など	なし
軽度の過失	授業や特別活動（学級活動等）、学校行事、部活動、教室移動、家庭学習、放課後児童クラブ等における落下等 通学中等の衝撃 通学中の突然の風雨等による水漏など	なし
故意又は 重度の過失	故意や重度の過失による落下や衝撃 端末の放置による盗難 児童生徒の過失による紛失など	あり